

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「いちばんにあなたのこと。」のキャッチフレーズの下、「経営理念」及び「企業倫理」の遵守を通じて、地域金融機関として公共的・社会的役割の重要性を認識し、お取引先の皆さまに対する円滑な資金供給と質の高い金融サービスの提供を充実させ、地域貢献という社会的責任を果たすことを経営の基本方針としております。

また、お取引先や地域社会以外にも、株主から経営を負託された者としての責任(受託者責任)をはじめ、従業員等さまざまなステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して銀行経営を行なっております。

このような責務を果たしていくため、戦略的な経営の実現、迅速な意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示等、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う体制を確立することが経営の最重要課題の1つであると認識しております。

これらの取組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、質の高い金融サービスを持続的に提供できる体制を構築し、「地元大分になくはない地域銀行」を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社整理回収機構	16,000,000	18.60
株式会社西日本シティ銀行	4,464,500	5.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,375,000	3.92
株式会社福岡銀行	2,623,000	3.04
株式会社みずほ銀行	2,488,714	2.89
豊和銀行従業員持株会	2,268,340	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,755,000	2.04
株式会社福岡中央銀行	1,364,000	1.58
日本生命保険相互会社	1,333,700	1.55
株式会社南日本銀行	1,301,169	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

福岡 既存市場

決算期

3月

業種

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口毅彦	弁護士													
赤松健一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口毅彦			山口毅彦氏は弁護士としての専門的知識及び幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏の独立性に関する事項において、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。

赤松健一郎	赤松健一郎氏は三和酒類株式会社の代表取締役会長であります。当行は三和酒類株式会社と預金取引がありますが、その条件は通常の商取引の範囲内であり、特別な利害関係はありません。	赤松健一郎氏は有名酒造メーカーの代表を永年務めており、その経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役を選任しております。 また、同氏の独立性に関する事項において、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門(監査部)は三者間協議を定期的に行い、意見交換することで、情報・問題意識の共有を図っております。
また、監査役は監査部より監査結果等の報告・説明を定期的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部恒之	他の会社の出身者													
梶野弘道	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

阿部恒之		阿部恒之氏は大分県庁出身であり、地域振興に携わった永年の経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。 また、同氏の独立性に関する事項において、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。
梶野弘道		梶野弘道氏は財務局出身であり、金融行政に携わった永年の経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。 また、同氏の独立性に関する事項において、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員賞与の支給が該当します。なお、内部留保の蓄積により財務基盤を図る観点から、平成16年3月期より役員賞与の支給はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額を開示しております。平成29年度に支払った取締役の報酬は78百万円、監査役の報酬は18百万円、うち社外取締役及び社外監査役の報酬は15百万円であります。

なお、取締役及び監査役の報酬の総額(上限額)を株主総会で決定しております。その上限額は、取締役84百万円、監査役24百万円としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行は、「企業価値向上のため、財務の健全性と収益性の向上を目指した経営改善に努めるとともに、多額の公的資本参加を踏まえ、内部留保の蓄積により財務基盤の安定化を図る観点から、利益の社外流出を抑制する」という基本方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、基本報酬、賞与としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しており、賞与は、当社の業績を勘案して決定しております。役員の報酬等は、株主総会で決議された役員報酬の総額(上限額)の範囲内で決定しており、取締役の報酬の個人別の分配については、取締役会により決定しております。また、監査役の報酬の個人別の分配については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し他の取締役や監査役は取締役会等の機会をとらえ情報伝達を行っております。
また、監査役室には補助使用人1名(専任)が配属されており、監査役の職務を補助しております。その身分、独立性は確保された態勢となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行においては、各種規程等に基づく取締役会や経営会議等の意思決定を踏まえ、行われております。業務執行の最高意思決定機関である取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行っております。また、取締役会には監査役3名が出席し、業務執行の状況を把握するとともに、必要があると認められた場合は意見を述べております。

経営に対する監督機能の強化と中長期的な企業価値の向上を目指した助言機能の強化を図るため、平成28年6月より、社外取締役を1名増員し、社外取締役を2名にしております。また、経営の迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役7名体制(うち社外取締役2名)としております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年にしております。

監査役会は、非常勤監査役1名を含む3名体制(うち独立性の高い社外監査役2名)であり、そのうち1名は常勤の社外監査役となっております。また、監査役会室に補助使用人1名(専任)が配属されております。監査役会は、社外監査役を含む監査役全員で構成されており、法令、定款、監査役会規定等に基づき運営され、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。常勤監査役は取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、内部統制においては、定期的開催する内部統制会議に参加し、情報及び意見の交換を行っております。

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。また、監査部は総合企画部と連携し、内部統制の有効性評価に関し、定期的開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行い、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

監査役及び監査部は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に見直しを行い、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としては、(1)意思決定の迅速性を重視していること、(2)社外取締役を2名選任することで、経営に対する監督機能を高めるとともに中長期的な企業価値の向上を目指した助言が期待できること、(3)監査役会については常勤監査役が2名(社内監査役1名、社外監査役1名)選任されており、1名の場合に比べより経営に対する監視機能が高いこと、が挙げられます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ANNUAL REPORTを当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として総合企画部企画広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行では、環境、金融教育、文化、防犯協力、ボランティア活動への貢献など、地域・社会貢献、CSR活動を幅広く展開しております。具体的には、NPO助成金制度による助成金贈呈、CO2ゼロデー運動の実施、街かどクリーン作戦の実施、遮熱塗料による室温上昇防止、LED照明の導入等を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

業務の適正を確保するため、以下の体制を構築し、その運用・管理を行うものである。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当行における法令等遵守に係る理念を「企業倫理」として、また、法令等遵守に係る基本方針や役職員の行動指針を「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンスの行動指針」として制定する。
 - (2) 取締役会は、企業倫理等に則った業務運営を実現させるため、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
 - (3) 法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する重要な事項の審議機関として「コンプライアンス協議会」、法令等遵守に関する情報等を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、各部店の店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者として配置する。
 - (4) 法令等違反の疑義がある行為等を知った場合に、通常の職制を通じた報告制度と別に、コンプライアンス統括部署や法律事務所等の外部窓口へ直接相談・通報を行うことができる「ホットライン制度」を制定する。
 - (5) 「反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、それに基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を遮断し、その不当な要求には毅然とした態度で対応する。
 - (6) 内部監査部門は、法令等遵守状況に関する監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
各種議事録・決裁文書等、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報については、取締役会で制定した「文書の保存及び廃棄処分取扱規程」に基づき、適正に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分類し、取締役会で制定した「リスク管理の基本方針」に基づき把握・管理する。
 - (2) リスク管理に関する統括部署として、総合企画部リスク管理グループを設置するほか、信用リスクは信用リスク部会、市場リスクは市場リスク部会、流動性リスクは流動性リスク部会、事務リスク・システムリスクはオペレーショナルリスク部会が管理し、各リスク部会の管理状況やリスク状況について、ALM / リスク管理協議会にて報告・検討する。
 - (3) 災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、業務継続計画(BCP)を定め、適切な危機管理対応がとれる体制とする。
 - (4) 内部監査部門は各部署毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会及び経営会議について、その機能を適切に発揮させるため、その具体的な運営や付議事項等を定めた「取締役会規程」、「経営会議規程」を制定する。また、行内の指揮・命令系統や責任と権限の明確化を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - (2) 取締役会で決議すべき議案については、経営会議、ALM / リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会に付議する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項
監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置する。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記の使用人の人事異動及び人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めるとする。使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め、何人も干渉できないものとする。
7. 監査役がその職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、監査役を補助する使用人の業務が円滑に行えるよう努める。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等について取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (2) 監査役は取締役会・経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧することができる。
9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「ホットライン制度」のほか、監査役への報告を理由として何人も不利な取扱いを受けてはならず、報告した者に対する不利な取扱いが判明した場合、不利な取扱いを行った者を問責の対象とする。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
会社法第388条に基づき、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、監査役がその職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は会計監査人及び内部監査部門と監査上の問題点や業務における改善要請・課題を定期的に意見交換し、効率的かつ適正な監査の実施に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は「反社会的勢力対応に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

- (1) 反社会的勢力による不当請求に対しては、対応する行員の安全を確保し、銀行全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは関係を遮断し、反社会的勢力による不当請求は断固として拒絶する。
- (4) 反社会的勢力による不当請求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 反社会的勢力による不当請求が事業活動中の不祥事や行員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当行が制定している「企業倫理」並びに「コンプライアンスの行動指針」に反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な方針や取組みを盛り込んでおります。
- (2) 反社会的勢力との関係遮断に関する事項を定めた「反社会的勢力対応規程」や「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。
- (3) 反社会的勢力との関係遮断に向け、各種取引の開始に際しては、当行で収集した反社会的勢力情報データベースと照合し、事前審査を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

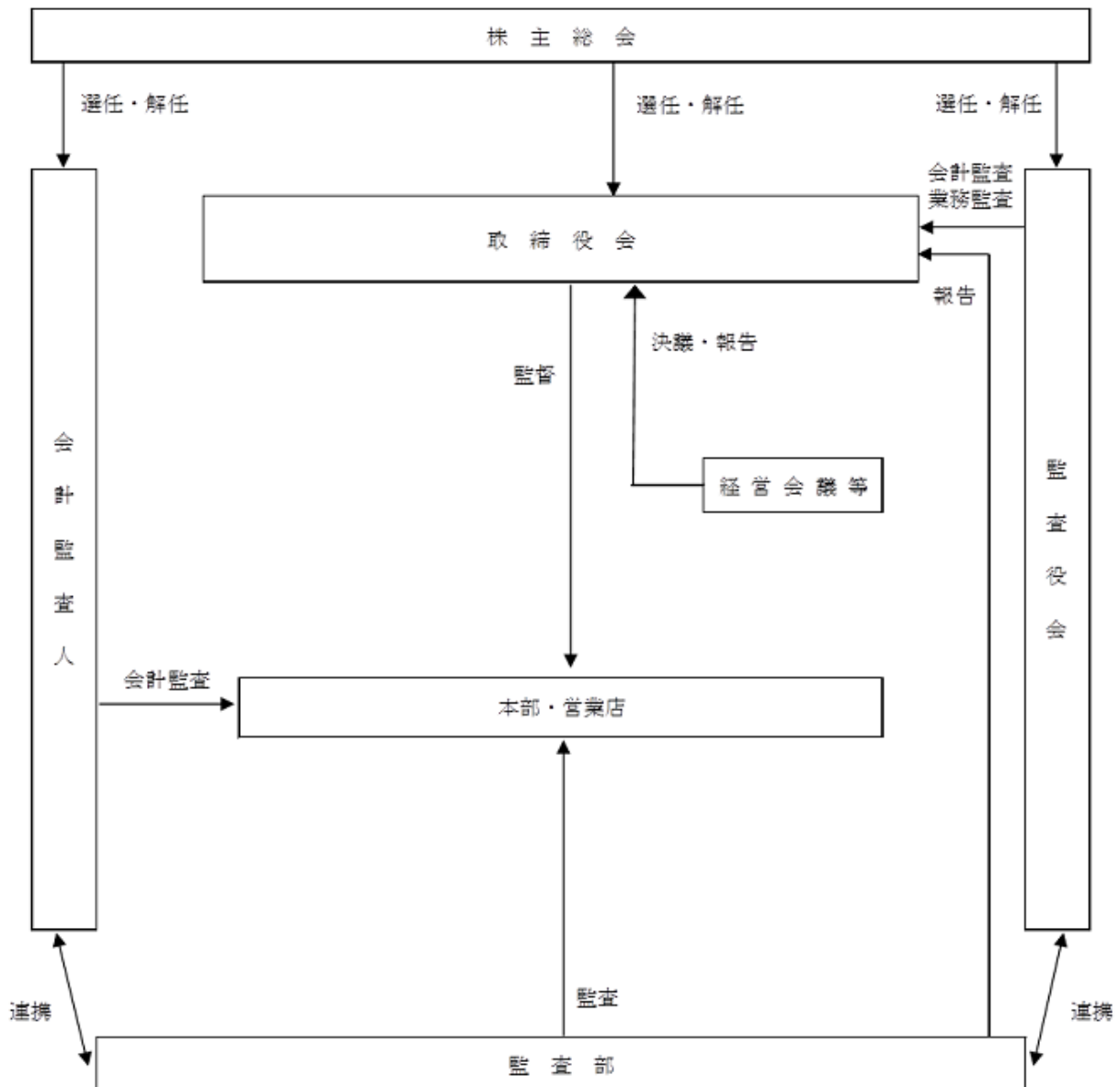
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

別紙参照

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

